令和７年度(２０２５年度) 労働者自主福祉事業の育成・強化に向けた要請

【要請の柱立てと構成】

1. 兵庫県労働者福祉協議会の活動に対する助成について
2. ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援について
3. ＳＤＧｓ推進
4. 協同組合支援の強化
5. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化について
6. 大規模災害等の被災者への生活支援
7. 平時における防災・減災の対策
8. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化について
9. 教育の機会均等　～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～
10. 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備
11. 人間の尊厳が保証され、利用しやすい生活保護制度への改善
12. 子どもの貧困・虐待対策の強化
13. フードバンク活動の促進
14. 自死・多重債務対策等
15. 住まいの安心・住宅セーフティーネットの拡充
16. 消費者政策の充実・強化について
17. 地方消費者行政の充実・強化
18. 地域での消費者教育の推進に対する支援
19. ディーセントワークの実現について
20. 安心・信頼できる社会保障の構築について
21. 子育て支援
22. 安心の医療・介護体制の整備

【具体的要請内容】

１．兵庫県労働者福祉協議会の活動に対する助成について

兵庫県労働者福祉協議会は、兵庫県下各地で「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざした諸活動を展開している。私たちが推進する公助機能の整備・強化を求める社会運動や「共生」・「共助」を基本とした自主福祉運動が、今後益々必要かつ重要となってくる。

ついては、県下各地で活動を展開する兵庫県労働者福祉協議会への活動助成金として５００万円/年を求める。

２．ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援について

（１）ＳＤＧｓ推進

1. 兵庫県においては、令和５年に内閣府が定める「ＳＤＧｓ未来都市」及び「自治体ＳＤＧｓモデル事業」に認定された。引き続き、既存の「兵庫県SDGs推進本部」のもと、本取り組みの着実な前進を図っていただきたい。

（２）協同組合支援の強化

1. 協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化していただきたい。

３．大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化について

## （１）大規模災害等の被災者への生活支援

1. 地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備していただきたい。
2. 国に対し、被災者生活再建支援制度の適用範囲の対象拡大や支援金増額等の拡充を働きかけていただきたい。
3. 災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営のために公的な支援を行うとともに、緊急的な復旧だけでなく、被災地のくらし全般の復興を視野に入れた支援体制を強化していただきたい。
4. 災害時には女性や子どもが暴力などの被害に遭うリスクが高まることへの対策として、避難所における性暴力防止・相談窓口の周知を行うとともに、被害を受けた方々に寄り添った対応を行っていただきたい。

## （２）平時における防災・減災の対策

1. 災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・ＮＰＯ等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討していただきたい。
2. 災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、 個別避難計画の作成を徹底していただきたい。
3. 災害時の災害対応拠点となる公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を徹底していただきたい。
4. 住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強化していただきたい。
5. 兵庫県は、「阪神・淡路大震災」を経験したことで、助け合いによる「自然災害への備え」の仕組みとして住宅再建共済制度＜フェニックス共済＞を設立したが、残念ながら加入状況は伸び悩んでいる状況にある。２０２５年は、「阪神・淡路大震災」から３０年という大きな節目であることも鑑み、いざという時の備えとして、本制度の周知ならびに加入促進を強化していただきたい。

４．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化について

## （１）教育の機会均等　～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

1. 経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図っていただきたい。
2. 公立の職業訓練校の拡充（校数増・定員増）など、高校卒業生や社会人を対象とする職業教育の充実を図っていただきたい。
3. 若手社員の奨学金返済を支援する「兵庫型奨学金返済支援制度」について、申請年齢の上限緩和・補助期間の延長など拡充されてきたが、今後も効果的な事業内容を引き続き検討するとともに、より多くの利用につながるよう、県下各企業に周知を図っていただきたい。

## （２）生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備

1. 物価高騰が困窮や生活困難に拍車をかける中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援の本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制の強化をはかるとともに、住民への周知・啓発を徹底していただきたい。
2. 相談支援にあたる人材の専門的資質を高め、社会福祉士など適切な資格をもつ人を配置することが望まれることから、相談支援員に対して研修の充実、資格取得へのサポート、専門性にみあった報酬水準への引き上げを図っていただきたい。
3. 生活困窮者自立支援事業の委託契約にあたっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、委託期間は最低５年以上とし支援の質や実績を総合的に判断していただきたい。
4. 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との密接な連携のもと、それぞれの特色を活かした上で重なり合い、一体的で切れ目ない支援を行っていただきたい。

## （３）人間の尊厳が保証され、利用しやすい生活保護制度への改善

1. 要保護者が生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応について、現場に徹底していただきたい。
2. 住居のない要保護者について、居宅保護を原則するとともに、居宅保護までの一時生活支援においても個室提供を原則としていただきたい。
3. 生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、正規公務員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国へ財政支援を求めていただきたい。

## （４）子どもの貧困・虐待対策の強化

1. 子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切にし、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢をいっそう明確化していただきたい。特にコロナ禍以降、格差・貧困の拡大が想定されるため、支援対策をきめ細かく行っていただきたい。
2. 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化していただきたい。
3. 児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童福祉司・相談員・児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止していただきたい。

（５）フードバンク活動の促進

① フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づけたうえで、生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進していただきたい。

## （６）自死・多重債務対策等

1. ２０２３年の自殺者数は２万人を超え、２０歳代以下の若年層が前年から大幅増となったほか、小中高生は過去２番目に多く高止まりしているなど、深刻な状況が続いている。自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき実効性のある施策を強力かつ迅速に推進していただきたい。
2. 若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されているＳＮＳ相談活動について、自殺対策におけるＳＮＳ相談事業ガイドライン等を活用して相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止していただきたい。
3. 若年層からのＳＯＳの出し方だけでなく相談を受け止める側の研修を含めた自殺予防教育の充実を図っていただきたい。

## （７）住まいの安心・住宅セーフティーネットの拡充

1. 住居確保給付金の周知広報を強化し、住居を失う恐れのある方々の利用を促進していただきたい。
2. 行政の保有する居住施設や公的住宅の空き室を住居喪失者に無償で提供するとともに、ＮＰＯ支援法人等と連携し、生活・就労支援を行っていただきたい。

５．消費者政策の充実・強化について

## （１）地方消費者行政の充実・強化

兵庫県の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化を図っていただきたい。

## （２）地域での消費者教育の推進に対する支援

1. 公的機関が民間企業などへ委託・発注するすべての事業において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、不当な人件費や人員の削減、不安定雇用、下請け業者へのしわ寄せを排除する公契約条例を制定していただきたい。
2. 一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者がともに尊重し合い良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めていただきたい。

６．ディーセントワークの実現について

1. 職場におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、ハラスメント対策関連法にもとづき、あらゆるハラスメント防止に対する周知・指導を徹底していただきたい。
2. 要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護者のニーズに応じたサービスを提供するよう努めていただきたい。また、介護従事者が働き続けられるよう、賃金・処遇の大幅な改善を図っていただきたい。

７．安心・信頼できる社会保障の構築について

（１）子育て支援

1. こども基本法の理念にもとづき、保護者が安心して生み育てられる条件整備や、子どもが健やかに育つための環境整備を図っていただきたい。
2. 妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体の相談窓口を地域の中に拡充するとともに、両親学級などの支援について、男性も参加しやすく出産・育児について共に学べる内容に改善・充実させていただきたい。

## （２）安心の医療・介護体制の整備

【医療分野】

1. 医療従事者の働き方改革を進めるため、増員と多職種連携が重要となることから、医師をはじめ看護師やリハビリ職員などの医療従事者の確保・育成を強化していただきたい。
2. 総合診療医・家庭医や訪問看護師の育成などの推進による、在宅医療の受け皿を拡充していただきたい。
3. 医療従事者の働き方改革を進めるため、増員と多職種連携が重要となることから、医師をはじめコメディカル職員※注)などの確保・育成を強化していただきたい。

　 　※注) 医師・歯科医師以外の医療に携わる職種の総称

1. 保健行政を強化するため、保健師等の増員など保健所の体制・機能を強化し、地域保健衛生施策の拡充を図っていただきたい。

【介護分野】

1. 利用者がサービスを受ける権利を保障するという観点からも、要介護１・２に対する介護保険サービスの地域支援事業への移管検討にあたっては、サービスの低下を招く見直しとならないようにしていただきたい。
2. 地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、兵庫県として市町村ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進していただきたい。